

会 則

第一章 総 則

(名称)

第 1条 この会は、「がん体験者の会 とま〜れ・県北」と称する。

第二章 目的及び事業

(目的)

第 2条 がん患者及びその家族に対して、その療養環境や生活の質(QOL) が改善されるよう活動することを目的とする。

(事業)

第 3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 毎月第4水曜日の例会
 - ・但し、都合により内容と日にちの変更がある。
 - ・会員同士の談話・講師を招いて講演会、勉強会・レクリエーション。
- ② 会報誌を毎月発行する。
- ③ その他この会の目的を達成するために必要とする事業。

第三章 会員及び会費

(会員の資格)

第 4条 この会の会員は、次の通りです。

- ① がん患者とその家族・遺族とする。
- ② この会の目的に賛同し、支援する者とする。(サポータ)

(入会方法)

第 5条 この会の会員として入会しようとする者は、この会の定める入会申込書に所定事項を記入して、この会の代表に申込みものとする。

(会費)

第 6条 会員は、定める会費を納入しなければならない。

- ① 会費は年2,000円とし、会員がすでに納入した会費は返還しない。
- ② 本会の経費(茶菓子代など)に充てるため、参加費として300円徴収する。

(退会)

第 7条 会員は、随時退会することができる。

- ① 会の趣旨に著しく反した場合。
- ② 会費の納入がない場合。
- ③ 入退会については本人の自由意思。

(会務の補佐)

第 8条 この会に賛同していただいた医療関係者には、この会の目的を達成するための補佐をお願いする。

第四章 会議

(会議)

第9条 この会は次の会議を設ける。

- ① 総会は毎年一回、代表が招集し、事業及び会計報告を行ない、次年度事業・予算計画を会員に図る。
- ② 総会の議決については、出席した会員の3分の2以上で承認されるものとする。
- ③ 運営委員会は、総会に代わる会議として、この会の円滑な運営に関する項を協議する。運営委員会の招集も代表が行なう。
- ④ 臨時総会は、会則の改正等・その他の重要事項について、代表が必要と認めた場合、臨時に招集する。

(会則の変更)

第10条 この規約は、原則として運営委員会で議決し、総会で承認されれば変更できる。

第五章 代表及び運営委員

(代表及び運営委員)

第11条 この会に次の役員をおく。

- | | | |
|-------------|------------|-----------|
| (1) 代表 1名 | (2) 副代表 1名 | (3) 会計 1名 |
| (4) 会計監査 2名 | (5) 運営 若干名 | |

(運営委員の選出)

第12条 会員のうちから代表が指名する。

(運営委員の任務)

第13条 代表は会員から選出する。

- ① 代表は、本会を代表し会務を総括する。
- ② 副代表は、代表を補佐する。
- ③ 代表が会務を遂行できない場合、副代表が代行する。
- ④ 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- ⑤ 会計は、この会の経理を司る。
- ⑥ 会計監査は、この会の会計を監査し、会員に報告する義務を負う。
- ⑦ 運営委員は、この会の事業を円滑に執行する。

(事業及び会計年度)

第14条 この事業年度は、4月 1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
ただし、会計年度については、3月末をもって終わる。

改 曆

この会則は、この会の創立総会の日、平成26年 4月から施行する。

平成27年4月22日 第11条 代表及び運営委員
(4) 会計監査 1名を「2名」に改正。

平成28年4月27日 第6条 会費
① 会費は年1, 500円を「年2, 000円」に改正。

平成29年4月26日 第3条
① 毎月第4水曜日の例会のあとに追加。
「但し都合で内容と日にちの変更がある。」
第7条
① 会の趣旨に反した場合は改正。
「著しく」を入れて「会の趣旨に著しく反した場合。」
② 会費を継続して2年以上納入がない場合に改正。
「会費の納入がない場合。」
枠の2 特定の政治思想・宗教などを持ち込まないを改正。
「持ち込まない。」を「押し付けない。」

1. 参加者同士で話された個人情報やプライバシーに関する事項については、本人の許可なく個人が特定されてしまう形で外部には公表しない。
2. 特定の政治思想・宗教などを押し付けない。
3. 民間療法・代替医療など無理に押し付けない。